

IV. 安全・安心な地域づくり、くらしやすいまちづくり

1. 県内の交通サービスの確保と利便性向上

公共交通 における取組

公共交通を社会インフラの一つとして位置付け、通勤・通学、買い物、通院、観光等に係る様々な移動ニーズに応じた「交通サービス」の実現に向けた取組

本県では、人口減少や少子高齢化の進行のほか、就業の態様を含む県民のライフスタイルの変化、インバウンド需要を含む観光客の増加などを受け、**自家用車に過度に依存しない公共交通体系を構築することが重要**であることから、公共交通における以下の取組を進めています。

奈良県公共交通に関する基本計画

公共交通に関する施策を総合的かつ計画的にするため、「奈良県公共交通基本計画」を平成28年3月に策定しました。県内公共交通の現状や課題、現計画に基づく取組の成果・効果検証、コロナ禍の影響・対応等を踏まえ、次の5年間の公共交通に関する基本的方針を定めるべく、令和4年3月に改定し、取組を進めています。



▲基本計画はこちら

基本理念

- ・地域の自立を図り、くらしやすい奈良を創るため、県民・来訪者の移動ニーズを支える県内公共交通とその拠点を実現する
- ・地域がより主体的に公共交通を維持・充実する取組に参画する
- ・持続可能な社会・地域づくりに貢献する公共交通を構築する

推進施策

本計画の基本理念を実現するため、下記の4つの施策を推進します。

● 県内公共交通の維持・充実に向けた取組

- ・地域がより主体的に公共交通の維持・充実を図る取組の強化
- ・地域の輸送資源や多様な輸送モードの活用



市内フィーダー交通
〔五條市コミュニティバス〕



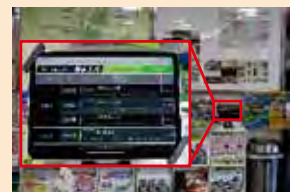
大宇陀南部陣ヶ原有償バス
〔宇陀市〕

● 公共交通に関わる空間の質向上

- ・地域の拠点としての駅・バス停等の質の向上
- ・誰もが使いやすい利用環境の整備



バス停の上屋整備
あまののおか
〔甘樫丘〕



案内用タブレット設置
〔道の駅宇陀路大宇陀〕

● 多様な関係者による連携・協働

- ・「奈良モデル」に基づく、市町村・交通事業者・県民等との連携・協働
- ・公共交通を担う人材の確保・育成



地域の関係者による協議



市町村担当者向けの勉強会等の開催

● 時代の変革に対応した公共交通の構築

- ・デジタル技術の活用による移動手段の確保や利便性向上
- ・脱炭素社会の実現に向けた取組の推進



宇陀市の自動運転車両の実証運行



EVバス

令和6年度事業内容

▶ 県内の公共交通の維持・充実に向けて取り組んでいきます。

TOPIC

・県内での自動運転実装を目指した実証実験の継続実施

令和5年度に実施した実証実験での課題を踏まえ、※路側支援等を取り入れた実証実験を市町村と共同で実施。

➢実証実験候補地
(宇陀市、三郷町、明日香村)

※車載センサで把握が困難な交差点等において、道路交通状況を検知して自動運転車等へ提供するインフラからの支援



自動運転車両の実証実験（明日香村）

県内公共交通の維持・充実に向けた取組

- ・地域の多様な関係者が参画する「エリア公共交通検討会議」において、地域の公共交通全体の維持・充実について協議し、運営の改善や利用促進を実施
- ・南部・東部地域を中心とする広域路線バス等に対し補助
- ・公共交通サービスが観光・福祉など関係分野にもたらす効果(クロスセクター効果)を算出
- ・地域住民や観光等の移動ニーズにきめ細かく対応する交通サービスの提供に向けた取組を支援



▲八木新宮特急バス 新系統「やまかぜ」
(奈良交通より)

バス停高機能化に併せた利用促進策等の実施

- ・バス停の高機能化に併せ、地域の公共・商業施設と連携した利用促進策等の取組を支援
- ・バス利用を促進するため、サイクルアンドバスライドを支援



▲バス停の改良と周辺施設の駐車場を活用したサイクルアンドバスライド（馬見南六丁目）

バリアフリー化の一層の推進

- ・ノンステップバスやユニバーサルデザインタクシーの導入支援
- ・鉄道駅の段差解消等のバリアフリー化を支援

次世代航空モビリティサービスの活用推進

- ・「空飛ぶクルマ」の県内導入に向け、ロードマップの作成に着手

“こんな体験できる!!” 若手職員の声

(リニア・地域交通課(入庁3年目))

私は、公共交通サービスにおけるグリーン化の推進を目的としたEVバス等の導入事業に携わっています。

令和4年度には、県内バス路線に初めてEVバスを2台導入し、県庁前で行われた試乗会(右の写真)では、参加者から「静かで乗り心地が良かった」という声が聞かれました。街でEVバスを見た際は、是非乗り心地を体験してみてください。



IV. 安全・安心な地域づくり、くらしやすいまちづくり

2. 土地の適正な管理、合理的な利用及びより効果的な利用の実現

地域経済とくらしを支える 土地の管理と利用を実現

土地の管理と利用に関する施策を実施し、持続可能なまちづくりを推進します

人口減少や高齢化が進むとともに、空き地、空き家、耕作放棄地など、管理が十分に行き届かない土地が増加しています。一方で、さらなる活用が見込まれる土地の利用が低水準に留まっているという課題も顕在化しています。

このため、令和5年3月に「土地の適正な管理、合理的な利用及びより効果的な利用により地域経済の発展及び生活の向上を図る条例」を制定しました。

条例に基づき、土地の適正な管理、合理的な利用、より効果的な利用を推進することにより、地域経済の持続的な発展と県民が安心して快適に暮らすことができる地域社会の実現を図ります。

●適正な管理

周辺住民の生命、身体、財産への危害の発生や、周辺地域の生活環境等への悪影響の発生を防止



●合理的な利用

県民が安心して快適に暮らすことができる地域社会の実現に資するよう、土地の効用を持続的に発揮



●より効果的な利用

若者の雇用やにぎわいの創出等を通じて地域の持続的な発展を実現するため、土地の効用を更に発揮



御所 | C 周辺産業集積地形成事業

都市計画の 方向性を定める

実現性があり持続可能なまちづくりの計画を策定する仕組みへ転換

本県の都市づくりの将来像を示し、県土の持続的な土地利用を実現することを目的として、令和4年5月に「大和都市計画及び吉野三町都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針－持続的な土地利用の方針－」を策定しました。従来より実現性があり、持続可能なまちづくりの計画を策定する仕組み（「ボトムアップ型のまちづくり」）へと転換を図っていくことを目指しています。



▲くわしくはこちら



ボトムアップ型のまちづくりのイメージ図

TOPIC

1. ボトムアップ型のまちづくりを推進します

地域の関係者との議論により、地域課題を踏まえた目指すべき将来像を共有の上、土地の利用に関する計画を立案、実行する「ボトムアップ型のまちづくり」を推進します。

2. 都市計画の決定・変更を行います

県の都市計画の方針に基づき、市町村と協働して行うまちづくりに迅速に対応できるよう、的確かつ円滑に都市計画の決定・変更を行います。

3. 都市計画道路の見直しを行います

関係市町村と連携しながら、自動車の交通機能、歩行者等の交通機能及びまちづくりとの整合性の観点から、現在決定している都市計画道路の必要性を検証し、見直しを行います。

都市づくりの方向性

人口減少・高齢化の進展等、社会経済情勢の変化を踏まえ、次のような都市づくりを目指します。

<p>① 特徴ある魅力を活かし風格と美しさを高める都市づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市機能の充実・強化 ・中心市街地の活性化 ・歴史・文化を生かした賑わい創出 ・奈良らしい景観形成 ・活力を育む公共空間づくり 	<p>② ライフステージごとに元気に暮らすことができる都市づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・良質な居住環境の形成 ・オールドニュータウンの再生 ・健康まちづくりの推進 ・公共交通ネットワークの維持・確保 	<p>③ 持続的な発展を可能とする環境共生型の都市づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地の計画的な土地利用の推進 ・循環型社会の実現 ・グリーンインフラの展開
<p>④ 地域の活力を創造し暮らす都市づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光産業の育成 ・新産業拠点の創出 ・戦略的な企業立地の推進 ・空き家対策の推進 ・地域が自立する仕組みづくり 	<p>⑤ 安心・安全な居住環境と強靭さを備えた都市づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減災に重きを置いたインフラ整備 ・事前復興まちづくりの推進 ・地域で見守る高齢者福祉の取組 ・交通弱者の移動手段の確保 ・地域コミュニティの活性化 	<p>⑥ 住民と行政の共創による都市づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・奈良モデルの推進 ・多様な主体の参画による都市づくりの推進 ・エリアマネジメントの推進

“こんな体験できる!!” 若手職員の声 (県土地利用政策課(入庁3年目))

県の都市計画の方針の決定や、市町村の都市計画が県全体の方針と沿うものとなるよう調整を行っています。多種多様な都市計画を検討・調整する過程で、県庁内の部局や市町村の都市計画担当課などから、都市計画に関する意見を幅広く聞く機会に恵まれているため、様々なスケール・角度から奈良県を知ることができます。

IV. 安全・安心な地域づくり、くらしやすいまちづくり

3. 市町村と連携したまちづくりの推進

賑わいのある 住みよいまちづくり

「奈良モデル」(県と市町村の連携・協働)の1つとして、県と市町村との連携・協働により、まちづくりを推進

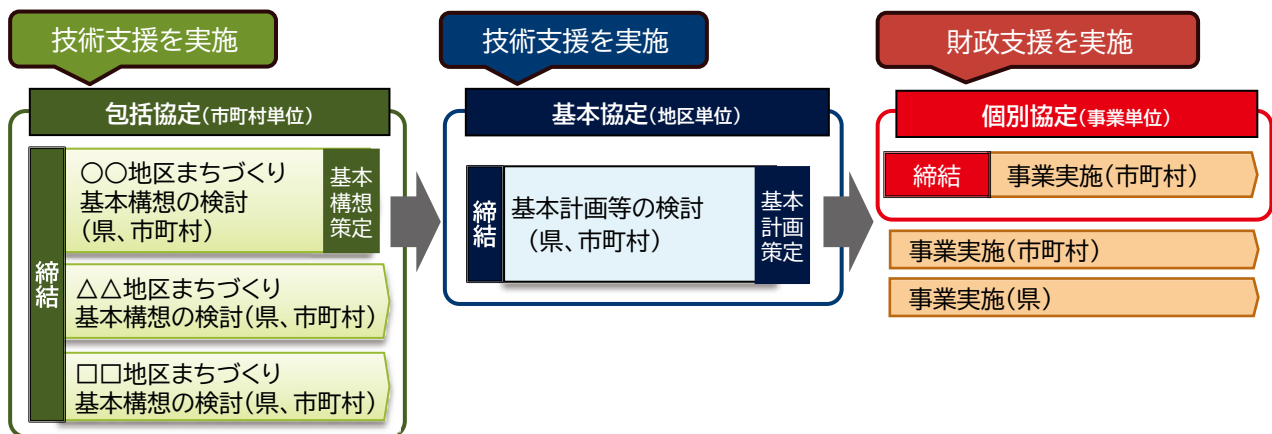
人口の急激な減少と高齢化が進む中、地域の活力を維持・向上させながら、様々な世代の住民が安心できる健康で快適な生活環境を実現することが重要です。そのためには、地域の中心となる拠点での都市機能の集積や低未利用地の活用、地域資源を活かした取組等により、賑わいのある住みよいまちづくりを進めていく必要があります。

県では、広域的な観点から、駅、病院、社寺、公園などの拠点を中心としたまちづくりを進め、その特色に応じて機能の充実や強化を図るとともに、拠点間相互の連携を強化することにより、**県全体として総合力を発揮する都市形成を目指しています。**

まちづくりに前向きでアイデアや熱意のある市町村において、その方針が県のまちづくりに関する方針と合致するプロジェクトについては、県と市町村で連携協定を締結し、協働でプロジェクトを実施しています。

まちづくり連携協定の進め方

プロジェクトの進捗に合わせ、段階的に協定を締結し、市町村のまちづくりを支援



まちづくり連携協定の財政支援

包括協定、基本協定、個別協定の各段階で財政支援を実施し、市町村のまちづくりを支援

	包括協定	基本協定	個別協定
県の支援	◆基本構想・基本計画策定への補助 市町村負担額の 1/2を県が補助 等		◆ハード事業への補助 市町村負担額の 1/4を県が補助 等 ◆ソフト事業への補助 市町村負担額の 1/2を県が補助 等

まちづくり連携協定の締結状況

TOPIC 27市町村(55地区)と包括協定を締結(令和6年3月時点)
・令和6年度は13市町村(20地区)で支援する予定です。



【平成26年度締結】
天理市、大和郡山市※1、桜井市、奈良市、五條市、橿原市※2

【平成27年度締結】
大和高田市、高取町、御所市、三宅町、明日香村、宇陀市、大淀町

【平成28年度締結】
川西町、王寺町、御杖村、川上村、広陵町、東吉野村、十津川村

【平成29年度締結】
田原本町、上北山村、吉野町、斑鳩町

【平成30年度締結】
山添村、下北山村、黒滝村

※1: 本協定に基づく「近鉄郡山駅周辺のまちづくり」はP.47
※2: 本協定に基づく「県立医科大学周辺のまちづくり」はP.49

市町村と連携したまちづくりの事例

駅前
整備



川西町 近鉄結崎駅周辺地区
(西口公園/R4年3月完成)

庁舎
整備



五條市 五條中心市街地地区
(合同庁舎・賑わい空間/R3年7月完成)

“こんな体験できる!!” 若手職員の声 (まちづくり推進課(入庁2年目))

私は、まちづくり連携協定と、地元まちづくり団体が主催するイベントの支援に関する事務を担当しています。

右の写真は、イベント開催時の写真です。より良いイベントにするため、地域の人々と試行錯誤しながら準備を進め、本番を迎えられたことは、大変貴重な経験になりました。

このように、地域の人々や市町村職員の方々とともに、まちづくりに関わることができるのが当課の仕事の魅力的なところですよ。



IV. 安全・安心な地域づくり、くらしやすいまちづくり

4. 近鉄郡山駅周辺のまちづくり

城下町の風情を活かし、いきいき暮らせるまちづくり

▶ 奈良県・大和郡山市・近畿日本鉄道株式会社の三者が連携して取組を推進

現在の近鉄郡山駅の駅前には送迎スペースがなく、バスロータリーが離れているなど、交通処理機能上の課題を抱えています。また、自動車、自転車、歩行者が錯綜するなど、交通安全面の問題も抱えています。加えて、賑わいづくりのためには、駅前にイベントが開催できる場や気軽に人が集える場の確保が求められています。

これらの課題を改善するため、奈良県と大和郡山市は令和元年度に、「城下町の風情を活かし、いきいき暮らせるまちづくり」をコンセプトとした「近鉄郡山駅周辺地区まちづくり基本計画」を策定し、本計画に基づき、駅舎の移設や周辺整備に関する検討を進めてきました。

令和5年2月には、近鉄郡山駅の移設に関し、役割分担や費用負担といった事業推進の基本的な枠組みで合意に至ったことから、**県・市・近鉄の三者で、近鉄郡山駅移設に関する基本協定を締結**しました。



▲現在の近鉄郡山駅前の様子



▲自動車、歩行者等が錯綜している様子



▲近鉄郡山駅周辺地区まちづくり基本計画図(令和元年7月策定)

▶ 近鉄郡山駅移設に向けて

令和4年度の基本協定に基づき、令和5年度から大和郡山市において基本設計に向けた現地調査等に着手しています。

→まちづくり連携協定に基づき、県から市に対して財政支援を行います。

委員会の立ち上げ

令和5年度から大和郡山市が事務局となり、有識者や地元関係者で構成する「近鉄郡山駅周辺地区整備検討委員会」が開催され、奈良県も委員として駅周辺地区の整備等の検討を進めています。

駅前公共駐車場の再整備

既存の三の丸立体駐車場に代わる新たな公共駐車場の整備について、大和郡山市が中心となって検討を進めた結果、令和5年10月、駅前商業施設を活用した公共駐車場の再整備について、大和郡山市と民間事業者で基本協定を締結されました。

令和6年度事業内容

▶ 令和12年度の新駅舎供用開始を目指して取組を推進

TOPIC

1. 駅周辺地区のまちづくりの推進

引き続き「近鉄郡山駅周辺地区整備検討委員会」において、駅周辺地区の整備等の検討を進めていきます。

2. 駅周辺地区の整備に向けた調査

大和郡山市において、用地測量等の調査や駅前広場等のデザインの検討を実施します。

→まちづくり連携協定に基づき、県から市に対して財政支援を行います。



▲新駅舎と駅周辺の整備イメージ

IV. 安全・安心な地域づくり、くらしやすいまちづくり

5. 県立医科大学周辺のまちづくり

医大隣接の利点を活かした新駅設置による賑わいのある健康増進のまちづくり

▶ 新キャンパスの整備に合わせ、新駅の設置を含むまちづくりを推進

県立医科大学では、施設の老朽化・狭隘化に対応するため、約1km南西の新キャンパス(旧農業研究開発センター敷地)に、教育・研究部門を移転し、移転後の現キャンパスにおいて、新外来棟整備等の附属病院機能の充実を進めています。

新キャンパスへの移転(教育・研究部門)により、近鉄橿原線沿いに、附属病院に隣接するまとまった空地ができることから、新駅を誘致し、「医大隣接の利点を活かした新駅設置による賑わいのある健康増進のまち」をテーマとするまちづくりを検討しています。



▲新キャンパス先行整備(イメージ)



▲新外来棟等附属病院の整備(イメージ)



▲医大・周辺まちづくりプロジェクト概要図

▶ 県立医科大学附属病院周辺のまちづくりを推進

まちづくりに関する連携協定締結

令和4年11月29日に、県立医科大学附属病院南側地区のまちづくりに関し、新駅の設置を協議するなど、まちづくりに関する取組を推進していくため、奈良県、医科大学、橿原市、近鉄の4者で、連携協定を締結しました。

整備内容の検討

令和5年度は、費用負担等の基本事項について、近鉄等の関係者と合意することを目指し、新駅利用者の需要予測や新駅の設置位置、構造等の検討を行いました。さらに、公的施設の整備や民間施設の誘致など、4者でまちづくりの検討を進めています。

令和6年度事業内容

▶ 新駅の供用及びまちびらきを目指し、調査・検討を推進

TOPIC

1. 新駅の設置に向けた調査

令和6年度は、新駅及び自由通路の整備に向けた測量・地質調査を行います。

2. まちづくりの検討

関係者で協議を進め、新駅から附属病院新外来棟へのアクセスや、公共施設の整備・民間施設の誘致等、引き続き検討を進めていきます。



▲整備方針案

IV. 安全・安心な地域づくり、くらしやすいまちづくり

6. 子供の通学通園路の安全確保

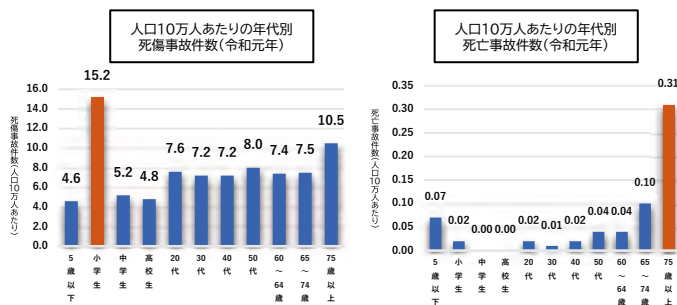
暮らしを支える 交通安全対策

県民の生活を守り、道路の安全・安心の 確保に関する取組を推進

通学中の児童を巻き込む痛ましい交通事故の発生を受け、通学路をはじめとする身近な生活道路の交通安全性の向上がますます求められています。

また、近年では、高齢者の事故の増加など、新しい課題に対応していくことも重要です。

このような現状を踏まえ、以下の内容に重点的に取り組んでいます。



▲(出典)国土交通省 生活道路の交通安全対策ポータル

通学通園路の安全確保

平成24年に京都府亀岡市で発生した登校中の児童等の列に自動車が入り込む事故を契機に、関係者で通学通園路の合同点検を実施するとともに、県内全市町村で「**通学路交通安全プログラム**」を策定しました。以降、同プログラムに基づき、関係者で定期的に通学通園路の合同点検を実施し、対策が必要な箇所の抽出を行い、その整備を進めることで、継続的な安全対策を図っています。



▲通学通園路の合同点検の様子



▲通学通園路の合同点検で対策が必要となった箇所
(国道168号 生駒郡平群町吉新)



▲歩道を設置することで、児童の歩行空間を確保

令和3年に千葉県八街市で発生した下校中の児童等の列にトラックが入り込む事故を受け、奈良県では知事を議長とする「**奈良県通学路等安全対策推進会議**」を開催しています。本会議では、通学路の安全対策が着実に実施できるように、また、対策が防犯などを含めた総合的な観点で実施されるよう、県内市町村と意見交換を行っています。



▲奈良県通学路等安全対策推進会議の様子
(令和5年7月開催)

効率的・効果的な交通安全対策

令和4年3月に、国土交通省と警察庁が合同で、過去4年間(平成27年~平成30年)に発生した交通事故の発生状況等から、事故危険箇所として県内58箇所を指定しました。事故危険箇所における死傷事故の発生を抑制するため、集中的な交通事故対策に取り組んでいます。

また、歩行空間が確保されていない通学路や、駅、病院等の周辺道路について、安心して通行できるように、歩行空間の整備を進めています。

事故危険箇所

歩行空間の整備

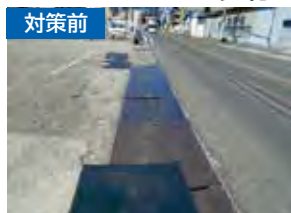


右折車が交差点中心寄りに待機し対向車と衝突

▲国道370号(五條市西阿田町)



右折レーンを設置し衝突の危険性を軽減



段差があり、高齢者等の通行に支障

▲歩道設置(国道166号 葛城市尺土)



段差を解消し、円滑な歩行空間を確保

令和6年度事業内容

▶ 通学通園路の安全確保、交通事故防止等のため交通安全施設の整備に取り組みます。

TOPIC

- 通学路合同点検結果を踏まえた防護柵の設置や路側帯、交差点のカラー舗装化等、交通安全施設の整備・更新を推進
- 警察や市町村等の関係機関と連携しつつ、生活道路における歩行者等の安全を確保するための「ゾーン30プラス」の対策や全国事例等の情報提供を推進
- 事故危険箇所や歩行空間の整備が必要な箇所等の整備を推進

道路管理者の通学通園路の安全を確保するための改善対策例



▲国道369号 奈良市都祁吐山町



▲路側帯のカラー舗装化(国道309号 大淀町下淵)



▲交差点のカラー舗装化(山稜王寺線 王寺町本町)

コラム ゾーン30プラスの取り組み

ゾーン30プラスとは

【ゾーン30】 + 【物理的デバイス】 = 【ゾーン30プラス】

警察と道路管理者が連携して、最高速度30km/hの区域規制と物理的デバイスを適切に組み合わせ、生活道路における交通安全の向上を図ろうとする区域です。



【物理的デバイスの(例)】



▲スムーズ横断歩道



▲狭窄(きょうさく)



▲物理的デバイスイメージ

奈良女子大周辺地区

令和5年度にゾーン30区域(奈良女子大周辺地区)の県道谷田奈良線(奈良市法蓮町)において、スムーズ横断歩道の整備や各種交通安全対策を実施し、生活道路のさらなる安全向上に努めています。



▲県道谷田奈良線(奈良市法蓮町)



▲スムーズ横断歩道の整備

IV. 安全・安心な地域づくり、くらしやすいまちづくり

7. 道路の無電柱化

無電柱化の目的

無電柱化は、「防災」、「景観形成・観光振興」、「県と市町村とのまちづくり」等の観点から推進しています。



▲台風で倒壊した電柱が道路を塞いでいる
(出典:国土交通省ウェブサイト)



▲歴史ある街並みを電柱・電線が阻害
(県道から甘樫丘を望む)

奈良県無電柱化推進計画

平成28年に施行された「無電柱化の推進に関する法律」に基づき、奈良県では、無電柱化の基本的な方針、目標、施策等を定めた『奈良県無電柱化推進計画(令和元年10月)』を策定しました。

『奈良県無電柱化推進計画』に基づき防災や景観形成・観光振興、県と市町村とのまちづくり等の観点から、無電柱化の取組を進めています。

▶ 無電柱化の対象道路

特に①、③、④を重点的に推進しています。

観点	内容	主な事業箇所
① 防災	<ul style="list-style-type: none"> 緊急輸送道路(第一次、第二次) 避難路 	<ul style="list-style-type: none"> (都)西九条佐保線 国道168号[王寺道路] 国道168号[香芝王寺道路] 等
② 安全・円滑な交通確保	<ul style="list-style-type: none"> バリアフリー新法の特定道路、生活関連経路 鉄道駅等の交通結節点 通学路の要対策箇所 	
③ 景観形成・観光振興	<ul style="list-style-type: none"> 世界遺産や歴史的・文化的風土を形成する地域などにおいて、良好な景観形成や観光振興のために必要な道路 	<ul style="list-style-type: none"> 県道橿原神宮東口停車場飛鳥線(R3.8 抜柱済み) 等
④ 県と市町村とのまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> 県と市町村とのまちづくりを進める上で、無電柱化が必要な取り組みとされる道路 	<ul style="list-style-type: none"> 県道三輪山線 (都)城廻り線 等
⑤ 面整備事業等に合わせた無電柱化	<ul style="list-style-type: none"> 面整備事業や大規模な開発事業において開発者等、事業者の理解と協力が得られる道路 	

道路の無電柱化の実施

『奈良県無電柱化推進計画』の計画期間(5箇年)においては、県管理道路の約19kmの無電柱化事業に着手(事業中の箇所を含む)することとしており、計画に基づき、約19kmの無電柱化事業に着手しました。これまでに、約6.3kmで工事に着手し、そのうち約3.5kmが完了しています。

【R4年度に電線共同溝工事が完了した箇所】

▼県道木津横田線(奈良市・JR奈良駅前)



整備前



整備後

今後、電線類を地中化・抜柱予定

【電線類地中化の事例】

橿原神宮東口停車場飛鳥線(明日香村)



整備前



整備後

R3年に電線類を地中化・抜柱

令和6年度事業内容

TOPIC

国道168号 香芝王寺道路の部分供用予定

国道168号 香芝王寺道路(香芝市北今市から王寺町畠田4丁目交差点に至る延長約3.2km)は第1次緊急輸送道路に位置付けられていますが、2車線・歩道なしの区間が長く、災害発生時に電柱の倒壊により通行止めになる恐れがある状況です。道路拡幅に併せて無電柱化(電線共同溝)を行う事で災害時の道路ネットワーク確保や安全な歩道空間の確保を目指し事業を進めています。

令和6年度には香芝市北今市から同市上中に至る延長約0.34km区間を部分供用予定です。



▲一般国道168号香芝王寺道路(香芝市上中)
R5.7月時点

▼上記以外にも以下の箇所で無電柱化を推進しています。

防災

緊急輸送道路や避難所へのアクセス道、避難路等災害の被害の拡大の防止を図るために必要な道路の無電柱化を推進中

国道168号(王寺町・生駒市)
国道308号(奈良市・四条大路付近)
県道中和幹線(香芝市)
県道大和郡山広陵線 他(大和郡山市)
(都)西九条佐保線(奈良市)
(都)大安寺柏木線(奈良市)

県と市町村とのまちづくり

各地区におけるまちづくりを進める上で、必要な取組として無電柱化を推進中

県道三輪山線(桜井市・大神神社参道周辺)
(都)畝傍駅前通り線(橿原市・JR畝傍駅付近)
(都)城廻り線(大和郡山市)



▲県道三輪山線(桜井市三輪)

コラム 奈良県無電柱化推進計画の改定

令和元年10月に『奈良県無電柱化推進計画(5箇年計画)』を策定し、無電柱化の推進に向けた取り組みを行ってきたところです。

国土交通省が令和3年5月に新たに策定した「無電柱化推進計画」を踏まえ、「奈良県無電柱化推進計画(5箇年計画)」の改定を行う予定です。

IV. 安全・安心な地域づくり、くらしやすいまちづくり

8. 奈良県の住まい方改善

持続可能な暮らしの確保

地域の特性にあわせた「住まいまちづくり」への取組

奈良県には、歴史の古い集落から高度成長期以降に整備された郊外住宅地まで、多様な地域や住宅地があり、成り立ちや立地条件等により地域特性が大きく異なっています。

県と市町村が連携し、地域の状況やニーズをしっかりと把握した上で、それぞれの特性に応じた持続可能な「住まいまちづくり」を推進することが必要です。



【中山間地域・過疎地域取組事例(高森の家 十津川村) 2017年アジア都市景観賞受賞】

増加する空き家への対策

人口・世帯数の減少により、奈良県内の空き家は、今後も増加する見込みです。利活用されない空き家の増加は、地域コミュニティの活力低下だけでなく、周辺地域の防犯性にも悪影響与え、住環境の悪化にもつながります。所有者が住宅の将来の管理・活用について早期に意識し、空き家となる前に次世代に引き継ぐことが大切です。

【令和6年度事業内容】

TOPIC 奈良県空き家対策連絡会議の開催

「空き家にしないための予防」「周辺地域に悪い影響を及ぼす空き家の除却」「空き家の利活用」の三つの観点からの取り組みを推進するために「奈良県空き家対策連絡会議」を開催し、市町村と空き家対策に取り組めます。



古民家



移住定住促進住宅

地域の活動・交流拠点施設

【空き家活用事例(宇陀市)】

災害時における応急仮設住宅・復興住宅の供給

災害発生時、速やかに被災者の居住の安定の確保を図るため、市町村と連携して、応急仮設住宅・復興住宅の供給を行います。

【令和6年度事業内容】

TOPIC 災害時の住宅被害対策の体制整備

災害発生時において、住宅被害が生じた際、応急仮設住宅の供与や応急修理等を行う必要があります。災害発生時、迅速な対応が行えるような体制の整備を構築します。



【復興公営住宅写真】



【復興公営住宅写真】

▶ 県営住宅の建替等を通じたまちづくりの推進

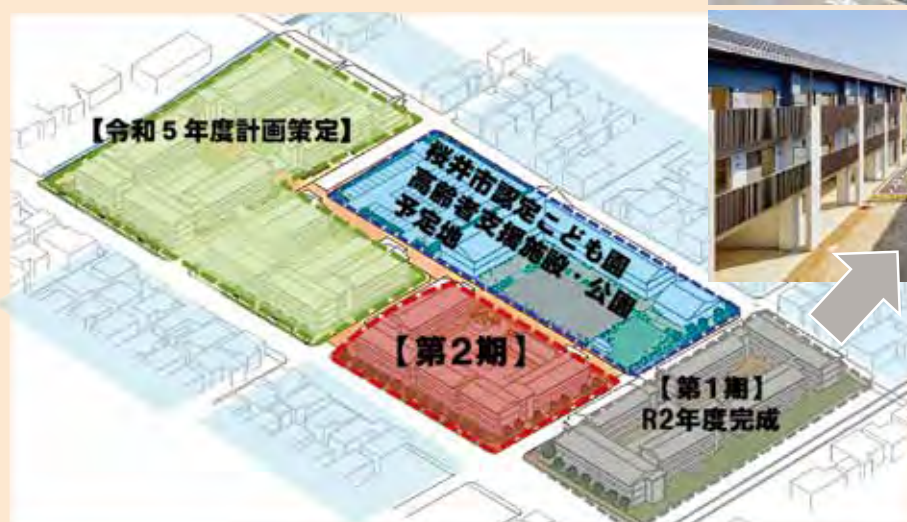
低額所得者などの住宅確保要配慮者の居住の安定確保に向け、住宅セーフティネット住宅の核として公営住宅を供給しています。近年は、建替により公営住宅を集約し、余剰地に地域に必要なサービスを誘致するなど、一体的なまちづくりを展開しています。

【令和6年度事業内容】

TOPIC 県営住宅桜井団地第二期新築工事

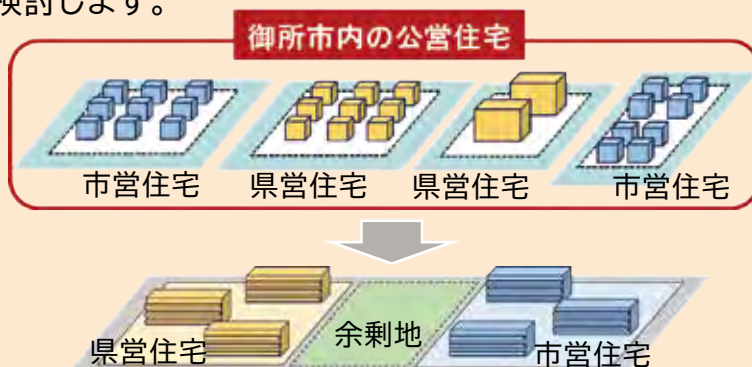
令和6年度では、第2期事業区域の新築工事を着手予定です。桜井市とのまちづくり包括協定を踏まえ、市と協働して建替を通じたまちづくりに取り組んでいきます。

【県営住宅桜井団地第1期竣工写真】



TOPIC 縣市連携による公営住宅建替事業モデルの構築(御所市)

御所市との連携協定に基づき、円滑な建替事業の実施及び建替後の余剰地の有効活用を検討します。



【縣市連携による建替イメージ図】

“こんな体験できる!!” 若手職員の声 (住宅課(入庁4年目))

私は、県営住宅の建替を通じたまちづくりの検討業務に携わっています。建替時にできた余剰地を活用して、入居者のみならず、地域の人々の暮らしを支える拠点づくりの検討を行っています。地域の特性など様々な角度から建替事業を検討し、検討したことが形となっていく姿を見ることがこの仕事の魅力です。

IV. 安全・安心な地域づくり、くらしやすいまちづくり

9. 住宅・建築物の安全・安心

住まいへの安心感を保つ

▶ 住宅・建築物の耐震化

- 住宅・建築物耐震化促進事業
地震による住宅・建築物の被害を軽減するため、耐震診断・改修の助成を行う市町村に対し、補助を行います。
- 県有建築物の耐震対策
「県有建築物の耐震改修プログラム」(令和3年4月改定)に基づき、計画的に耐震対策を実施します。
- 耐震に関する啓発及び知識普及活動
県、市町村及び建築関係団体等が連携し、セミナー・講習会等を開催、また耐震診断・耐震改修に関する情報提供を行う等、住宅・建築物の耐震化を推進します。

▶ 建築物のバリアフリー化

日常生活に密接した身近な建築物をバリアフリー化することは、障害者・高齢者等が自らの意思で自由に行動し、安全で快適に生活できる地域社会を実現する上で重要であり、特に公共的施設のバリアフリー化を推進することが必要です。

県では、「奈良県住みよい福祉のまちづくり条例」に基づく届出の機会に、身近な建築物が整備基準に適合することでバリアフリー化を推進しています。

また、同条例では整備基準に適合する建築物については、設置者が任意に適合証の交付を請求できることとなっており、適合証を交付することで、より一層の意識の向上を推進します。



TOPIC

全ての新築住宅・非住宅に省エネ基準適合が義務付けされます

令和4年6月に建築物省エネ法が改正され、原則全ての新築住宅・非住宅に省エネ基準適合が義務付けされます。建築確認手続の中で省エネ基準適合審査を行います。

	現行		改正	
	非住宅	住宅	非住宅	住宅
大規模 2,000㎡以上	適合義務 2017.4~	届出義務	適合義務 2017.4~	適合義務
中規模 300㎡以上	適合義務 2021.4~	届出義務	適合義務 2021.4~	適合義務
小規模	適合努力義務	適合努力義務	適合義務	適合義務

省エネ
基準への
適合義務化

2025年4月に
施行予定

▶ 盛土規制法の施行に伴う基礎調査を実施

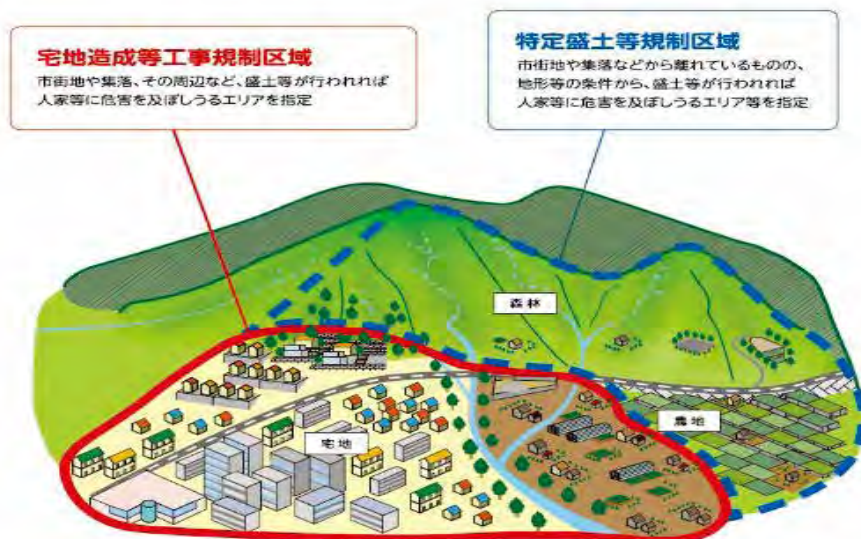
令和3年7月、静岡県熱海市で大雨に伴い盛土が崩落し、大規模な土石流が発生したことにより、甚大な人的・物的被害が生じました。



R3.7 静岡県熱海市 死者28名、住宅被害98棟

このような盛土等による災害から国民の生命・身体を守るために、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として新たに指定し、規制区域内で一定規模の盛土を行うためには都道府県知事等の許可が必要になることなどを定めた通称「盛土規制法」が、令和5年5月に施行されました。

本県では、早期に規制区域を指定することを目指して、令和5年度から基礎調査事業を実施しています。



“こんな体験できる!!”若手職員の声 (建築安全課(入庁8年目))

盛土規制法では、宅地、農地、森林等の土地の用途や目的に関わらず、危険な盛土等を規制することになります。そのため、建築職を始め土木職や林学職など、様々な職種の職員が一丸となって、法の適用に向けてより良い運用ができるよう体制づくりに取り組んでいます。

この事業は多くの県民の身体生命を守るものなので、緊張感のある重要な業務に携わることができ、やりがいを感じています。